

佐井村再生可能エネルギー基本戦略策定業務委託仕様書

佐井村総合戦略課

1. 業務の名称

佐井村再生可能エネルギー基本戦略策定業務委託

2. 業務の目的

本村は、国指定の名勝及び天然記念物である「仏ヶ浦」、「下北半島のサル及び生息北限地」、「縫道石山、縫道石の特殊植物群落」をはじめ、急峻な地勢と海岸美からなる自然豊かな環境を有しており、平成28（2016）年10月には、NPO法人「日本で最も美しい村」連合へ加盟している。

また、本村においては、県内初となる民間企業との共同出資による自治体新電力会社「株式会社さいエナジー」を令和3（2021）年4月に設立し、村内への再生可能エネルギーの供給を開始したほか、同年10月には再生可能エネルギーの地産地消を進めるため、村内の河川を活用した小水力発電事業性評価調査事業の着手や「ゼロカーボンシティさい」宣言を行うなど、今後、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを進めていくところである。

このように「2050年カーボンニュートラル」に向けた動きが加速化する中で、地域の脱炭素化と産業振興の両立は重要な課題であり、佐井村の特性を活かし、「環境と産業が共生する持続可能な村」の実現に向け、再生可能エネルギーやグリーンカーボン、ブルーカーボンなどを活用し、新たな産業誘致、雇用創出など、地域の脱炭素化を図りながら地域経済の活性化に取り組む必要がある。

本業務は、こうした実情を踏まえ、本村における地域の脱炭素化と産業振興の両立に向けて重要な基盤となる再生可能エネルギー導入について、現状や課題等を整理し、導入目標や取り組むべき項目等を検討し、実現に向けたロードマップを策定することを目的とする。

なお、本業務は、国・地方脱炭素実現会議が示す「地域脱炭素ロードマップ」における「脱炭素先行地域」の実現を目指すものである。

3. 業務の内容

(1) 現状分析

1-1：背景・目的等の整理

再生可能エネルギー基本戦略の策定にあたって、世界的及び国家的な視点、佐井村独自の視点からの背景と、佐井村における戦略策定の必要性と目的、上位計画との整合性について整理すること。

1-2：地域概況調査

佐井村の再生可能エネルギーに係る地域特性を把握するために必要となる基礎的事項を整理すること。

(例) ・気象条件（日照、風況、気温等）

- ・土地利用、森林資源、人口推移
- ・ごみ、水道、下水道の整備状況
- ・産業の状況（製造業、商業、農林水産業等）
- ・再生可能エネルギーの導入状況 等

1-3：エネルギー需給と温室効果ガス排出量

各種統計情報や当村に立地する主要な企業の燃料・電力等のエネルギー消費量等を調査し、実態に即した評価手法を開発し、村全体の温室効果ガス排出量を推計すること。

なお、推計に際しては、村の人口や気候、産業構造等の地域特性を踏まえて分析を行い、セクター別・産業別に整理すること。

1-4：森林による温室効果ガス吸収量

各種統計情報等を調査し、当村の区域内にある森林による温室効果ガス吸収量及び蓄積変化を推計すること。

1-5：再生可能エネルギー賦存量・利用可能量の推計

1-2～1-4で整理した現状分析結果を踏まえて、再生可能エネルギー全般について、賦存量及び利用可能量を再生可能エネルギー種別ごとに推計すること。

(2) 再生可能エネルギー導入目標設定

2-1：将来の温室効果ガス排出量推計

人口動態の変化、GDP成長などの経済指標に加えて、将来想定される運輸セクターの電化などのエネルギー構造変化や省エネ性能向上などを想定し、2050年における温室効果ガス排出量について、考えられる複数のシナリオを想定し、1-3と同様の手法で算出すること。

2-2：脱炭素シナリオ作成

家庭、産業、業務、運輸等のセクターごとに、脱炭素化のために必要とされる再生可能エネルギーや森林吸収、海草藻場吸収等の様々な手段を検討し、有効な手段を組み合わせた場合の温室効果ガス削減量を評価し、シナリオを作成すること。

2-3：再生可能エネルギー導入目標設定

上記シナリオにおける再生可能エネルギーの必要量を推計し、導入目標を設定すること。推計にあたっては、(1)の現状分析結果や法規制・条例による土地制約、環境条件などを考慮すること。

(3) 戦略策定

3-1：再生可能エネルギー導入施策の立案

(2)で示した再生可能エネルギー導入目標を実現するための方法について、想定される課題の抽出を行い、具体的な導入施策や導入プロジェクトを立案すること。

なお、具体案については、当村の地域特性や産業構造等を踏まえ、当村の産業振興や雇用創出に資するものとなるよう検討し、導入による地域への経済的・社会的効果について

も試算すること。

3-2：再生可能エネルギー導入に向けたロードマップの策定

2-3で設定した再生可能エネルギーの導入目標及び3-1で示した導入施策案及びプロジェクト案等に基づき、実現に向けたロードマップを策定すること。

(4) ヒアリング等の実施

業務内容(1)～(3)に関する検討においては、村内の主要企業や国内の学識経験者等へのヒアリングの実施などを行い、得られた意見を導入施策へ反映すること。

(5) 中間報告及び結果報告について

業務の内容に関して中間報告及び結果報告を行うこととし、報告の時期等については、業務委託契約締結後に村と受託者において協議の上、決定するものとする。

4. 成果品

(1) 上記3(1)～(5)で実施した調査等について、調査結果報告書を作成し納品すること。

(2) データや図表、イラスト、写真を盛り込み、村民や事業者にとって分かりやすいものとなるよう工夫すること。

(3) 成果品の仕様については、下記のとおりとする。

① 調査結果報告書：A4版 2部

② 調査結果報告書概要版：A4版 2部

③ その他データ：調査結果及び活用したデータ等 一式

※温室効果ガス排出量、エネルギー消費量や森林吸収量及び海草藻場吸収量の算定方法や根拠等、村と協議の上、決定

④ 上記①～③の電子データ（上記を記録したCD-R等の電子記録媒体） 1枚

5. 業務の期間

契約締結日から令和5年1月20日（金）までとする。

6. 委託上限額

7,700,000円を上限とする（消費税及び地方消費税を含む）。

7. 実施上の注意事項

(1) 事業の実施にあたっては、佐井村と十分に打合せを行い、村の承認の上、行うこと。

(2) 業務内容については、業務委託仕様書の内容を基本とするが、本業務の実施過程で本仕様書記載の内容に変更が生じた場合は、村から受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

(3) 各種調査検討にあたっては、国及び青森県における2050年カーボンニュートラルや再生可能エネルギーに関連する政策や方針との整合を図ること。

8. その他特記事項

(1) 再委託等の制限

受託者は、本事業の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。

ただし、専門的技術等を必要とする業務においては、提案書へ記載するか、事前に書面にて報告し、佐井村の承認を得たときは、この限りではない。その場合、主たる部分又は合計額の50%を超えるものを第三者に再委託又は請け負わせてはならない。

(2) 業務責任者等

業務の円滑な進捗を図るため。受託者は、あらかじめ業務を実施する職員及び業務責任者を選任し、その氏名等を佐井村に通知するものとし、当該職員等を交代させる場合も同様とする。また、業務責任者は、受託者の代理人として業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理等を行うものとする。

(3) 守秘義務及び個人情報の取扱い

ア 受託者は本業務（再委託した場合も含む。）を通じて知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

イ 業務を処理するための個人情報の取扱いについては、佐井村個人情報保護条例（平成27年条例第31号）を遵守するとともに、契約時に定める「個人情報の保護に関する特記事項」を遵守しなければならない。

(4) 関係法令の遵守

業務の実施にあたっては、受託者は労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法等その他関連法令を順守すること。

(5) 成果等の帰属について

ア 業務の実施により得られた成果、情報（個人情報を含む。）等については、佐井村に帰属するものとし、佐井村の承認を得ないで、他に使用しあるいは公表してはならない。

イ 受託者は、著作権及び特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている業務仕様等を使用するときは、その使用等に関する一切の責任を負わなければならない。

(6) 損害賠償と事故報告

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負う。

なお、事故等が発生した場合は、本村に経過・発生原因等を速やかに報告し、佐井村の指示に従うものとする。

(7) 各種助成金、補助金等との併給

業務を行う受託者に対する委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金との併給はできないものとし、また、その他の補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金額等を委託費から減額するものとする。

(8) 委託費の返還等

ア 本業務以外の用途に使用するなど、虚偽その他不正な手段等により委託費を受けた受託者に対しては、委託費の全部又は一部を返還させる。

イ 受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了しないとき、完了する見込みがないと佐井村が認めるとき、又は委託業務の目的が達成できないときは、委託契約の一部若しくは全部を解除し、委託料を支払わないこと、又は既に委託料を支払っている場合は、委託料の一部若しくは全部を返還させ、若しくは損害賠償等を求めることがあるので、十分留意すること。

(9) その他

本仕様書に記載のない事項及び業務上疑義が生じた場合は、村と受託者の協議により事業を実施するものとする。

以 上